

受付 番号		連絡先	委託担当 こども青少年局こども家庭課こども家庭係 担当者名 加藤鈴子 電話 045-671-2390
----------	--	-----	--

設 計 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(親への相談支援)における成果連動型業務委託 |
| 2 履 行 場 所 | 相談者の居宅等 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| 4 契 約 区 分 | <input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約 |
| 5 その他特約事項 | なし |
| 6 現 場 説 明 | 不要 |
| 7 委 託 概 要 | ひとり親家庭の親を対象に、自身の就労や子の教育費等に関する課題を解決するための機会を提供することを目的とし、相談支援を実施する。 |

8 部分払い

する

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
合計					

委 託 代 金 額
(概 算 金 額)

. -

(内 訳) 業務価格
(概算金額)

. -

消費税相当額
(概算金額)

ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（親への相談支援）における 成果連動型業務委託成果水準書

1 件名

ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（親への相談支援）における成果連動型業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

相談する者（以下「相談者」という。）の居宅等

4 目的

本事業は、以下の目的のもとに相談支援を実施する。

- (1) ひとり親家庭の大きな悩みである子の進学やそれに伴う教育費の問題に対して、親子が共に中期的な展望を持って取り組むきっかけを作る。
- (2) 子どもの親が、自身の就労や、思春期を迎える子どもとの関係等に関する課題を解決するための機会を提供する。

また、本委託事業では、あらかじめ定めた成果指標の達成状況に応じて支払額が変わる成果連動型委託契約により事業を実施し、事業者の能力・知見を活用することで、より高い成果を実現するとともに、事業効果の検証や他事業への成果連動型委託契約の適用に向けたデータや知見の収集を目的とする。

5 対象者

本事業の対象者は、横浜市内に居住するひとり親家庭の親で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 別途委託者が締結する「ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(子への学習支援)委託」により学習支援を受けている、または受ける予定の中学1年生の子を養育する保護者
- (2) 事業の利用申請時点で児童扶養手当を受給している者（一部支給停止を含む）
- (3) 生活保護受給世帯でない世帯の者

6 業務内容

受託者は、相談に応じる者(以下「相談員」という。)を確保し、横浜市（以下、「市」という。）が募集し利用を決定した、100名を目途とする相談者の家庭に訪問し、相談者が希望する次に掲げる相談内容について、必要な助言、指導及び各種支援策の情報提供等を行うものとする。

また必要に応じて、別途委託者が締結する「ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(子

への学習支援)委託契約」の受託者や、専門的な相談機関及び区の相談窓口等と連携し、業務を行うものとする。

ア 就業、転職及びキャリアアップ等の仕事に関すること。

イ 家計管理・子の教育費等に関すること。

ウ 子どものしつけ、教育及び進学等に関すること。

エ 住居及び家事等に関すること。

オ 精神面及び身体面の健康管理等の生活一般に関すること。

カ 前各号に掲げるもののほか、本事業の目的達成に資すること。

7 実施方法

(1) 支援概要

受託者は、期間内でこども家庭課が指定する6か月の間に、相談対象者1人につき原則1回以上、おおむね90分程度で家庭訪問による相談支援を実施するものとする。訪問日時は、委託者から提供される情報をもとに相談員と相談者が調整して支援開始前に決定するものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、相談者との調整の結果、なお訪問が困難な場合については、電話等による代替方法での相談の実施も可能とする。

(2) 効果測定

支援の効果測定として、相談対象者にアンケートを実施すること。アンケートは、支援実施前と支援実施後の2回、相談者に対して行うものとし、アンケートの内容は市が提示するものを基礎として受託者と調整し決定する。

アンケートは回答者の回答に受託者が影響を及ぼさない方法で実施するものとし、すべての相談者から回答を得ること。やむを得ず回答を得られない場合は事前に市に報告し対応を協議するものとする。

アンケートの実施及び集計に要する費用は受託者が負担するものとする。

8 実施体制

受託者は、相談員を2名以上確保し、相談者に対して適切な助言及び指導等ができる者を選定すること。また効果的な相談支援を行うため、相談員が、地域における子育て支援及び就業支援等のひとり親家庭の自立支援に活用できる施策並びに取組の把握に努めるよう指導すること。

9 提出資料

本事業の実施にあたり、以下の書類を提出すること。また委託契約約款に基づき必要な届け出を行うことを要するが、委託契約約款第2条第2項の工程表、及び第3条に定める契約履行着手届出書の提出は不要とする。

(1) 業務実施報告

受託者は、毎月14日(14日が土日祝日にあたる場合はその前日)までに前月の事業実施結果について別途提供する業務実施報告書にまとめ、エクセルデータに

て報告すること。

10 再委託

本業務における再委託は、委託契約約款第6条の定めを遵守するとともに、以下の範囲で取り扱うこととする。

- (1) 原則として、再委託は認めない。ただし、受託者が事前に市に通知し、市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務を再委託する場合、書面により再委託者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託者に対し業務等の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託者が、市の一般競争入札有資格者である場合は、市の指名停止期間中に契約してはならない。

11 支払方法

(1) 検査及び支払い方法

本業務では、契約金額のうち20%分を、成果の達成度に応じた支払い対象とする。また、契約金額から成果の達成度に応じた支払い対象額を控除した額を事業実施相当額とする。

ア 事業実施相当額の請求

市は受託者より受領した業務実施報告書に基づき、実施内容の検査を行う。受託者は、訪問による相談支援の実施最終月の業務実施報告書を提出した後、事業実施相当額の請求書を提出する。

イ 成果連動分の請求

横浜市は支援の効果測定アンケート実施後、アンケート内容に基づき成果指標の達成状況を評価し、その結果を受託者に通知する。受託者は、結果通知を受領後、成果連動分の請求書を提出する。

(2) 成果指標及び測定方法

本事業の成果を測定するための指標として次のものを設定する。

① 相談実施率

事業実施報告書に基づき、相談実施件数、相談申込件数をそれぞれ集計し、相談実施件数を相談申込件数で除して測定する。

② 教育費に関する知識を持っていると回答した相談者の割合

事前・事後アンケートの比較によって、測定する。

(3) 成果連動分の支払条件

ア 支払条件

- ① 指標の値が下限値未満の場合には、当該指標についての成果連動分の支払は発生しない。
- ② 各指標の値が設定された上限値を超えた場合には、上限値を超えた部分についての成果連動分の支払は発生しない。

イ 各指標の下限值と上限値

各指標の下限值及び上限値は、以下のとおり定めるものとする。

	成果連動分に占める金額の割合	下限値	上限値
①相談実施率	50%	相談実施率 91%	相談実施率 100%
②教育費に関する知識を持っていると回答した相談者の割合	50%	事前アンケート 結果+1%	下限値+19%

ウ 成果指標②の評価対象となるアンケート項目

評価対象となるアンケート項目は、以下の例を基礎として、他のアンケート項目と共に事業利用者の決定までに確定する。



(4) 成果連動分に関する指標値の算出方法

各指標の算定方法は以下のとおりとする。なお、各指標の算定には受講者のアンケート結果のみを用いるものとする。

① 相談実施率

事業実施報告書に基づき、相談実施件数、相談申込件数をそれぞれ集計し、相談実施件数を相談申込件数で除して、小数第1位を四捨五入する。

② 教育費に関する知識を持っていると回答した相談者の割合

構成するアンケート項目ごとの肯定的な意見の割合の和を項目数で除して、小数第1位を四捨五入する。

12 事故及び損害の責任

- (1) 受託者は事業実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、市に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。
- (2) 受託者は、事業実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故等について、書面により速やかに市へ報告しなければならない。

13 委託契約約款の遵守

この契約による事務を遂行するにあたっては、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。

14 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

この契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

15 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

16 その他

- (1) 受託者は、本事業の実施にあたっては、関係法令、要綱及び委託契約書を遵守する。
受託者がそれらを遵守せず、その運営に適性を欠く時には、市は受託者に対し、必要な改善を勧告することができる。勧告を受けた受託者は、必要な改善を行わなければならない。
- (2) 本事業の実施にあたり、暴力団、暴力団関係企業、及びその構成員など、いわゆる反社会的勢力から、食品の供給及びその他の供与を受けてはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、市と協議のうえ決定する。